

金融庁：令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等

『会計情報』編集部

金融庁は、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等（*）について、2023年12月8日から2024年1月9日にかけて意見募集を行い、2024年3月27日にその結果を公表した。

（*）令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等は、2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月29日法律第79号）のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うものとされていた。

施行日等は、以下のとおりとされている。

- 本件に係る政令は、2024年3月22日に閣議決定され、2024年3月27日に公布されており、2024

年4月1日から施行される。

- 本件に係る内閣府令等及び告示は2024年3月27日に公布されており、ガイドライン等と併せて、2024年4月1日から施行・適用される。
- 中間財務諸表等規則ガイドライン及び四半期財務諸表等規則ガイドラインは、財務諸表等規則ガイドラインへの統合により、2024年4月1日をもって廃止される（連結も同様）。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について：[金融庁（fsa.go.jp）](https://fsa.go.jp)

以上